

静岡県告示第661号

指定納付受託者の指定（令和6年静岡県告示第40号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月10日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
2 納付事務を委託した歳入 <u>静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）第3条第1項に規定する手数料のうち、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター及び静岡県警察西部運転免許センターにおいて静岡県収入証紙によらない方法により徴収する別表の手数料</u>	2 納付事務を委託した歳入 <u>静岡県の警察署その他警察施設の窓口においてキャッシュレス決済により収納する各種</u> <u>手続における手数料</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。